

博士(文学) 飯坂晃治

学位論文題名

ローマ帝政前期イタリアにおける皇帝権力と都市

—イタリアの「属州化」を中心に—

学位論文内容の要旨

本論文は、古代ローマ帝国における皇帝権力と都市との関係、具体的には帝政前期におけるイタリア諸都市に対する帝国政府からの介入政策が、どのような性格を持っていたのかを解明しようとしたものである。

帝政期ローマの歴史は、前期（元首政）と後期（専制君主政）に大きく時代区分されるのが一般的である。このうち、「3世紀の危機」を潜り抜けて成立した後者の体制は、社会の隅々にまで国家からの統制が及んでいたという意味で「強制国家」と呼ばれることがある。帝政後期に関してのこのような理解は、1970年代以降、厳しい批判に晒されつつあるが、この種の「強制国家」論の中で、都市の自治を圧迫する契機になったとされてきたのが、都市監督官、地方裁判官、（属州）総督など皇帝が派遣した一連の帝国官僚の存在であった。本論文は、帝政前期からイタリア各地へと派遣されはじめたこれら帝国官僚の歴史的意義を再考することにより、「強制国家」論の見直しをめざしている。

序論は、当該研究史の整理と本論文の課題設定がなされた章である。まず第1節で、後期ローマ帝国に関する「強制国家」論的な理解と1970年代からのそれに対する批判の系譜が紹介される。そしてそれを踏まえて第2節では、地域をイタリアに限定した上で、2世紀から3世紀にかけて進行したイタリアの「属州化」と呼ばれている事態の歴史的意義の解明、具体的にはその過程で形成された官僚機構とイタリア都市との関係の分析が課題として設定されている。

第1章「帝政前期イタリアにおける官僚機構の形成」では、W・エックの研究成果をもとに、帝政前期イタリアにおける官僚機構の形成が概観されている。アウグストゥスによるいわゆる帝政の開始以来、イタリアに対しても、街道監督官、公共輸送長官等、共和政期には見られなかつたような帝国官僚の派遣が開始された。しかし都市自治との関連で言えば、これらの帝国官僚は任地には赴かなかつたこと、あるいは任地へ赴いても滞在期間が短かつたことなどの理由から、都市の自治に介入することはなく、帝政初期のイタリアは「行政の欠乏」（エック）状態に置かれていたといふ。

つづく第2章から第4章は、その「行政の欠乏」を埋めるべく2世紀の初頭からイタリア各地へと派遣された帝国官僚の検討である。まず、第2章「都市監督官とイタリア都市」

では、そのうちもっとも史料が豊富な都市監督官 (*curator rei publicae*) が考察されている。トラヤヌス帝治世（位 97–117）に派遣されはじめた都市監督官は、各都市が抱える財政問題の解決をその主たる任務としていたが、そのこと自体は、少なからず都市自治への介入という側面を持っていたという。しかし本章でむしろ強調されるのは、都市監督官が行った都市パトロン的な活動である。「都市パトロン」とは帝政期のローマで顕著となる社会制度であり、各都市から都市パトロンに選任された人物は、その栄誉と引き換えに、当該都市に対して公共建築物の整備など直接的な支援を行うこと、および帝国政府との仲介役になることといった形で便宜を施す義務を負つたのであった。碑文史料をもとに、都市監督官の約 3 分の 1 が任地の都市パトロンにも選任されていたのではないかとの指摘がなされ、帝国政府からの都市監督官の派遣が、都市財政に貢献する都市パトロンの派遣（紹介）といった性格を帶びていた点が強調されている。

第 3 章「地方裁判官とイタリア都市」は、マルクス・アウレリウス帝治世（位 161–180）以降に派遣された地方裁判官 (*iuridicus*) を考察した章である。地方裁判官はその名のとおり、司法を主たる任務とする帝国官僚であったが、都市自治の観点からして、彼らの任務は少なくとも当初、各都市の政務官が持っていた裁判権と競合することはなかった。また従来指摘されていた司法以外の活動は、必ずしも地方裁判官の権限に基づくものではなかったという。このように都市自治に対する圧迫度が低く評価されたうえで、本章でも、碑文史料をもとに地方裁判官の約 30% が都市パトロンに選任されているという事実が明らかとされる。これらの地方裁判官就任者は、F・ジャックにより「イタリア・スペシャリスト」と名づけられた類の人物であり、その経歴ゆえに、都市の側が自治行政上の問題解決を進んで彼らに要請・依頼したのではないかとされている。

第 4 章「総督とイタリア都市」は、ラテン語でコッレクトル (*corrector*) と呼ばれ、一般的にはイタリア「属州化」との関連で「総督」と訳されている官僚を考察した章である。総督は、イタリアの「属州化」と直接かかわる重要な帝国官僚であるが、ディオクレティアヌス帝（位 284–305）以前の実態については不明瞭な事柄が多かった。本章ではまずこの点が検討され、総督設置をめぐる複雑な史料状況の整理の後、すでにアウレリアヌス帝（位 270–275）の時代に属州の設置がはじまっていたことが示される。また総督の権限は、軍事、（刑事訴訟を含む）司法、都市財政の監督等じつに広範囲に及び、これら広範囲の活動は都市自治を制限した可能性があるという。そのうえで本章でも、都市パトロンとの関連が検討されている。実際に都市パトロンに選任されたのが確認できるのは 1 名のみであるが、そもそも総督に関する史料の絶対数が少ないと、「イタリア・スペシャリスト」が幾人か見られること、時代が下がった帝政後期になると都市パトロンに選任される総督が多く出現することなどから、この時期の総督も潜在的な都市パトロンとしての性格を持っていたのではないかとされている。

終章は、結論部分にあたる章であり、本論での考察をもとに、イタリア「属州化」の＜4段階説＞が提起され、イタリアの「属州化」とは単なる中央集権化の過程ではなく、都市の側からの要請に答える形での統治システムの構築、ないし人的資源の供給をも意味していたと結論付けられている。

学位論文審査の要旨

主 査 准教授 砂 田 徹
副 査 准教授 山 本 文 彦
副 査 教 授 安 西 真

学位論文題名

ローマ帝政前期イタリアにおける皇帝権力と都市 —イタリアの「属州化」を中心に—

<審査日程>

- | | | |
|-------------|----------|---------------------|
| 2007年2月 2日 | 第1回審査委員会 | 論文の配布および審査日程の調整 |
| 2007年2月 15日 | 第2回審査委員会 | 論文内容の検討および質問事項の整理 |
| 2007年2月 22日 | 第3回審査委員会 | 口述試験の実施 |
| 2007年2月 22日 | 第4回審査委員会 | 口述試験の検討および学位授与の可否判定 |
| 2007年2月 23日 | 第5回審査委員会 | 審査結果報告書の作成 |

当該論文に関して、上記3名の審査担当者は、2007年2月2日から同年2月23日にかけて、上記の日程で審査を行い、2月22日には論文内容について著者の飯坂晃治氏に詳細な口述試験を実施したうえで、以下のような評価に至った。

本論文が課題としたのは、ローマ帝政前期におけるイタリアの統治構造の分析である。帝政後期を対象とするいわゆる「強制国家」論の見直しとの関連で、この分野の研究も着々と進行しつつある。その中にあって、本論文は、大きく捉えて次の2点で、当該分野での研究の進展に少なからず貢献したと評価することができよう。

第一に、かつての「強制国家」論に対する批判は最近の主流をなす学界動向であり、内外においてすでに多くの研究成果が公表されている。しかし、問題をイタリア都市に派遣された帝国官僚に限定した上で、法史料・碑文史料を駆使し、これだけ包括的な実証研究を試みた例はほかに見られない。比較的史料が豊富な都市監督官および地方裁判官はもとより、イタリアの（属州）総督に関しても、帝政前期における厳しい史料状況の中で説得的な分析がなされている。結果として得られた知見は、帝国官僚による都市自治の圧迫といった従来の理解が、いかに一面的なものであったかを明らかにした。これらの帝国官僚の派遣は、帝政後期に顕著となる皇帝権力からの統制強化へと連動するような、「強制国家」の初期形態と単純に捉えることはできないのである。その意味で本論文は、最近の「強制国家」論批判に連なる重要な研究のひとつとなっている。

第二に、しかしながら他方で、本論文は、当の「強制国家」論批判をもある程度相対化する可能性を秘めている。というのも、「強制国家」論的理解に対する従来の批判は、都市自治への圧迫といった現象の否定に力点が置かれるあまり、帝国官僚の派遣に関して、その意義を十分に評価しえないでいた。それに対して本論文の考察では、3種の帝国官僚が帯びていた「都市パトロン的」機能に着目することにより、都市側の自発的な要請・依頼といった要因が明らかとされ、帝国官僚の派遣に関して、「強制国家」かそうでないかといった単純な二者択一を越えた性格付けが可能となったからである。これにより、ローマ帝国という類まれなる統治体制のより深い理解に向けて、新たな手がかりが提供されたといえよう。

ただし本論文にも、問題点がないわけではない。まず、2世紀の初頭以来、3官僚の派遣へといった都市側の事情の解明がいまだ不十分な点である。本論文が明らかにしたように、新たに「都市パトロン」を要するようになった都市側の事情が、帝国政府によるイタリア支配の変化との関連で明らかにされていないのである。また3官僚と都市パトロンとの境界線の説明が曖昧であり、ある活動が帝国官僚としての活動なのかそれとも都市パトロンとしての活動なのかの判断が、時に一貫性を欠いているという点を挙げることもできよう。しかし前者は、著者も十分自覚しているところであり、今後の課題といってよいだろう。また後者は、本論文の問題点というより、ローマ人自身の認識においてその境界が曖昧であったことに起因しているとも考えられる。全体としてこれらの問題点も、上で述べたような本論文の貴重な成果を損なうものではないと判断されるのである。

以上の理由に基づき、上記3名の審査担当者は、全員一致して当該論文が博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。